

様式第四号（第八条の二十九関係）

措置内容等報告書

令和〇年〇月〇日

(宛先) 松本市長

該当事由は以下のとおり
①期間内に管理票の写しが送付されなかった場合
②所定事項が未記載だった場合
③管理票に虚偽記載があった場合
④収運・処分事業者側で事業が困難又は事業範囲が変更となった場合
⑤収運・処分事業者の許可が取り消された場合

報告者 住所 松本市〇〇町〇丁目〇一〇

氏名 株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇〇一〇〇一〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29の規定に基づき、次のとおり報告します。

管理票	交付番号	12345678901	複数の場合はすべて記入すること
	交付年月日	令和〇年〇月〇日	
運搬又は処分を委託した 産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 (廃プラスチック類)		
運搬又は処分を委託した 産業廃棄物の数量	5 t		
報告書を提出したこととなつた事由の区分及び②～⑤に該当する場合にあっては、当該事由が生じた年月日	<p>① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条の28に規定する期間内に管理票の写しの送付を受けないとき ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき (年月日) ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき (年月日) ④ 法第14条第13項又は第14条の4第13項の規定による通知を受けたとき (年月日) ⑤ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき (年月日)</p>		
※運搬又は 処分の受 託者	氏名又は名称	株式会社△△(処分業者)	
△把握した運搬又は処分の 状況及びその把握の方法	マニュフェストE票が未返却であるため、処分業者である株式会社△△へ電話連絡したところ、処理は完了していたが、返却を失念していたことが判明した。		
△生活環境の保全上の支障 の除去又は発生の防止のた めに講じた措置の内容	排出事業者としてマニフェストの受け渡し確認を徹底すること。 処分業者に法律を遵守するよう指導して再発防止に努めた。		

措置済でない場合は、措置計画を具体的に記載すること

- 備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。
- 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。
(注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
①の場合 施行規則第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかった者
②の場合 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者
③の場合 虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者
④の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者
⑤の場合 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知をした者
- 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)